

公募型木のまちづくり推進事業公募要領

1 事業の趣旨

商業施設や福祉施設など、多くの府民等が集う住宅以外の民間施設への京都府産木材認証制度に基づく認証木材（以下「府内産木材」という）を利用した、木であふれるまちづくりを推進するため、府内産木材をふんだんに使用して木造化や木質化を計画するモデル的な施設を募集し、府内産木材利用のPR効果の高い施設の整備を支援する。

2 対象施設

多数の府民等が利用する商業施設や福祉施設等（国や地方自治体が所有するものを除く）において、府内産木材を用いて建築物やその他付随する施設の整備（新築、増改築、改修等）を行うもの。

3 応募に当たっての要件

応募対象事業は、法人、各種団体、個人事業主等が、京都府内に対象施設を整備しようとするもの（一連となる対象施設を整備する場合にあつては、複数の事業主体がグループとなって応募することも可能）であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業主体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下でないこと。
- (2) 国や地方自治体、その他の機関から同種の補助金等を受ける場合、補助金の交付対象に重複がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 事業計画書を提出する年度の4月1日以降に対象施設（補助対象部分）の整備に着手すること。
- (5) 事業計画書を提出する年度内に事業が完了する計画となっていること。

4 補助対象経費

府内産木材を使用した構造材、内装材、外構材料等の購入費用及び当該製品の木工（建込）に係る工事費用の合計額とする。

ただし、多数の府民が直接使用しない事務室及び倉庫等の内装に係る経費は対象外とする。

5 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該算出した額が1,000万円を超える場合は1,000万円）以内の額。

なお、直交集成板を利用する場合は当該製品の購入費用に4分の1を乗じて得た額を上記補助金額に加算した額（当該算出した額が1,500万円を超える場合は1,500万円）以内の額を補助額とする。

ただし、補助金の額が100万円未満となる場合は補助の対象としない。

6 応募方法

別記第1号様式による公募型木のまちづくり推進事業計画書に必要な書類を添付し、平成29年7月21日まで（必着）に下記あて提出すること。

なお、提出方法は、郵送若しくは持参とする。

書類の提出先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府農林水産部林務課木材産業担当

7 添付書類

事業計画書に添付する必要がある書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 府内産木材使用明細書（府内産木材の使用量及び可視面積がわかるよう明示するものとする）

- (2) 対象施設の設計図(平面図、立面図、伏図、展開図、構造図、イメージ図等とし、府内産木材の使用部分がわかるよう明示するものとする)
- (3) 対象施設の所在地を表示した位置図
- (4) 利用予定者数の積算根拠資料
- (5) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料
- (6) 応募者調書(別記第2号様式)
- (7) 誓約書(別記第3号様式)
- (8) 府税の納税証明書(滞納がないことの証明書)
- (9) 補助金の交付対象に重複がないことがわかる資料(本事業以外の補助金等の受給がある場合)

8 審査・選考方法

別記審査基準に基づく「公募型木のまちづくり推進事業審査委員会」による審査結果の報告を受けて、京都府が事業実施候補者を決定する。

9 事業の実施について

(1) 表示板の設置について

府内産木材を使用した府内産木材利用及び豊かな森を育てる府民税活用に係る表示板を作成し、対象施設内に設置すること。

(2) P R の取組

(1) とは別に、府内産木材利用及び豊かな森を育てる府民税活用に係る P R の取組を自ら行うこと。

また、写真撮影や現地見学等の京都府が行う P R の取組に協力すること。

(3) 補助金交付申請

事業実施候補者として決定通知を受けた者は、別に定める日までに京都府知事あて補助金交付申請書を提出すること。

(4) 事業の中止について

事業実施候補者として決定通知を受けた者若しくは補助金交付決定通知を受けた事業実施主体のうち、やむを得ない事由により事業を中止する場合は、速やかに京都府知事あて報告すること。

(5) 事業の変更について

補助金交付決定を受けた事業実施主体のうち、やむを得ない事由により事業を変更する場合は、速やかに京都府知事あて豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱第5条に規定する変更承認申請を提出すること。

なお、事業内容の変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額または3割以内の減額を行う場合はこの限りでない。

(6) 中間確認

必要に応じて事業の中間確認を行う場合があるので、協力すること。

(7) 実績報告

原則として、対象施設の整備及び補助対象経費の支払いを補助金交付決定を受けた年度の2月末日までに完了させ、速やかに実績報告書を提出すること。

なお、実績報告書に添付する必要がある書類は事業実施報告書(完成図面、ウッドマイレージ CO2 計算書等含む)、事業収支決算書、事業状況写真(P R 写真等含む)及び整備経費を支払ったことがわかる資料等とする。

10 対象施設の管理について

事業実施主体は、当事業により補助を受けて整備した施設について、事業の趣旨に沿って善良に管理するものとする。ただし、当該施設の耐用年数が経過したと判断される場合はこの限りでない。

別記

公募型木のまちづくり推進事業審査基準

1 審査委員会

審査委員会は建築関係専門家、木材産業関係団体、林業関係団体、京都府農林水産部から選出された5名の委員により構成し、名称を「公募型木のまちづくり推進事業審査委員会」とする。

2 採点基準

府内産木材の使用状況、PR効果、意匠、CLT利用状況の4項目において3段階の相対評価を行い、それぞれ採点表に記載の評価点数により採点する。

3 対象施設の優先度判定

各委員の合計点数により対象施設ごとに優先度判定を行い、その結果を京都府に報告する。

4 採点表

施設名					
項目	評価(該当点数に○)			得点	
1 府内産木材の使用状況 <審査項目> ・府内産木材使用量 ・府内産木材可視面積 ・府内産木材の利用箇所	A 優れている	B 普通	C 劣っている		
2 PR効果 <審査項目> ・施設の種別 ・利用予定者数 ・PRの取組内容	A 優れている	B 普通	C 劣っている		
3 意匠 <審査項目> ・木材の良さが活かされているか ・施設の目的に適ったデザインか ・独創性があるか	A 優れている	B 普通	C 劣っている		
小計					・・・α

※評価A・・・6点
 ※評価B・・・4点
 ※評価C・・・2点

項目	評価(該当点数に○)			得点	
CLT利用状況 ※CLTを利用する場合のみ採点 <審査項目> ・CLTならではの利用方法か ・構造材として利用されているか	a 優れている	b 普通	c 劣っている		・・・β

※評価a・・・3点
 ※評価b・・・2点
 ※評価c・・・1点

合計(α + β)	
-----------	--